

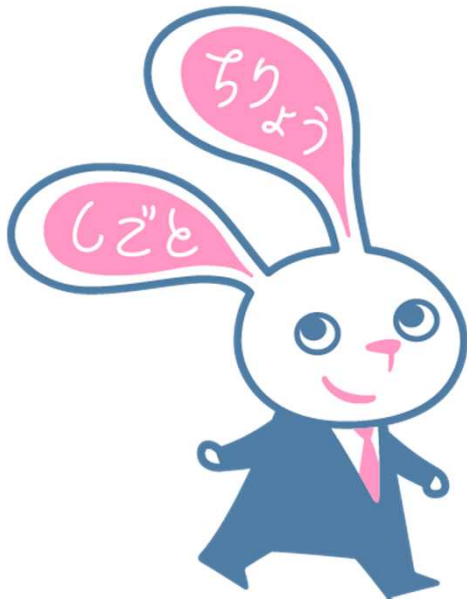
治療と仕事の両立支援の相談先

施設名称・担当部署	相談できる内容	所在地	連絡先
岐阜産業保健総合支援センター	<ol style="list-style-type: none"> 両立支援に関する相談 両立支援に係る専門的研修 両立支援制度の導入等に係る業務支援 事業所と労働者(患者)との個別調整支援 	〒500-8844 岐阜市吉野町6-16 大同生命・廣瀬ビル	058-263-2311
岐阜県がん診療連携拠点病院	岐阜大学医学部附属病院 がん相談支援センター [がん相談支援センター 共通事項] <ol style="list-style-type: none"> がん医療に関すること ・治療に対する不安・セカンドオピニオンの受け方 ・緩和ケアを受けるには 療養生活に関すること ・在宅療養・介護保険サービス・訪問看護等 医療費等に関すること ・医療費に係る各種制度・生活を支える制度等 [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士による就労相談会(予約制) 毎月2回(13時30分から16時30分) 長期療養者に対する就職支援相談(随時) 毎月8回程度 治療と仕事に対する両立支援相談(予約制) 毎月2回(第1、3木曜日 13時~16時) 	〒501-1194 岐阜市柳戸1-1	058-230-7049
	岐阜県総合医療センター 総合相談センター がん相談支援センター 就労支援センター [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士による就労相談会(予約優先) 毎月1回(第3木曜日) 両立支援促進員による出張相談窓口(予約優先) 毎月1回(第2火曜日 13時~16時) 	〒500-8717 岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111
	岐阜市民病院 がん相談支援センター がん就労支援センター [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士による就労相談会(予約優先) 毎月1回(第1金曜日 13時~16時) 両立支援促進員による出張相談窓口(予約優先) 毎月1回(第3火曜日 13時~16時) ハローワーク相談員による就職支援相談(予約優先) 毎月2回程度(10時~15時) 開催日はハローワーク岐阜又は岐阜市民病院へ照会してください。 	〒500-8513 岐阜市鹿島町7-1	058-251-1101 (内線2236)
	大垣市民病院 よろず相談・地域連携課 [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士による就労相談会(予約優先) 毎月1回(第1火曜日) 13時~16時 	〒503-8502 大垣市南類町4-86	0584-81-3341 (内線6180)
	高山赤十字病院 がん相談支援センター [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士による就労相談会(予約制) 両立支援促進員による出張相談窓口(予約制) 開催日は1・2とも高山赤十字病院へ照会してください。 	〒506-8550 高山市天満町3-11	0577-32-1111 (内線1203)
	岐阜県立多治見病院 がん相談支援センター 医療連携室 [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 社会保険労務士によるがん就労相談(完全予約制) 毎月2回(第1、3金曜日 13時30分~、15時30分~) 治療と仕事に対する両立支援相談(予約制) 申し込みにより随時 	〒507-8522 多治見市前畑町5-161	0572-22-5311
	木沢記念病院 地域連携部 がん相談支援センター [がん相談支援センター 共通事項] [その他] <ol style="list-style-type: none"> 治療と仕事に対する両立支援相談(予約制) 申し込みにより随時 	〒505-8503 美濃加茂市古井町下 古井590	0574-24-1455
	岐阜県 健康福祉部 保健医療課	1 がん・難病・肝炎等の岐阜県の施策に関すること	〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜労働局 労働基準部 健康安全課	1 両立支援のガイドラインに関すること		058-245-8103
岐阜労働局 職業安定部 職業安定課	1 長期療養者に対する支援	〒500-8723 岐阜市金竜町5-13 岐阜合同庁舎	058-245-1311
岐阜労働局 職業安定部 職業対策課	1 障害者雇用安定助成金(障害や傷病治療と仕事の両立支援コース)に関すること		058-245-1314
ハローワーク岐阜 長期療養者職業相談窓口	<ol style="list-style-type: none"> がん等の長期療養者に対する就職支援 がん等の長期療養者向けの求人に関すること 	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1	058-247-2712
ハローワーク多治見 長期療養者職業相談窓口	<ol style="list-style-type: none"> がん等の長期療養者に対する就職支援 がん等の長期療養者向けの求人に関すること 	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1	0572-22-3384
日本キャリア開発協会	<ol style="list-style-type: none"> 治療と仕事の両立に関する電話相談(要 事前予約) 申込先 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php 平日10時から19時(1回30分相談料無料) 	〒103-0014 東京都中央区日本橋 蛸殻町2-14-5 KDX浜 町中ノ橋ビル4階	03-6661-6221

治療と仕事の両立について相談できます！

～ 「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」や
治療と仕事の両立支援に関する相談先の御案内 ～

病気になっても仕事をやめず 治療を受けながら
働き続けられるようになってきました。



事業者の皆さまへ

働く人の高齢化により、治療を受けながら働いてもらう場面に直面していませんか
人材の確保への準備は大丈夫ですか

はたらく皆さまへ

病気でも働き続けたい方、一人で悩んでいませんか
働き続けたいのに、病気の治療を理由に「退職してくれ」「治ったら来てくれ」と言われていませんか

治療と仕事の両立支援の相談先は？

治療と仕事の両立支援に関する相談先は、岐阜産業保健総合支援センター、病院、岐阜労働局等各所にあり、相談内容によって異なってきます。

裏面を参照の上、お気軽にお問い合わせください。

両立支援について詳しく知りたい場合は？

厚生労働省ホームページでは、具体的な両立支援の取組方法等についてまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」を掲載していますので、参考としてご覧ください。

治療と職業生活の両立 厚生労働省

検索

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>



地域両立支援推進チームとは？

治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、岐阜県下の関係団体、自治体、医療機関、労働局等がネットワークを構築、連携を図り、その取組を推進するために設置された協議会です。各機関の取組状況の共有や取組に関する周知・啓発などを行っています。

岐阜県地域両立支援推進チームの構成機関

- ・岐阜県経営者協会 ・岐阜県労働基準協会連合会 ・日本労働組合総連合会岐阜県連合会 ・岐阜県医師会 ・岐阜県
- ・岐阜大学医学部附属病院 ・岐阜県総合医療センター ・岐阜市民病院 ・大垣市民病院 ・高山赤十字病院 ・岐阜県立多治見病院
- ・木沢記念病院 ・岐阜産業保健総合支援センター ・岐阜県社会保険労務士会 ・日本医療社会福祉協会
- ・日本産業カウンセラー協会 ・日本キャリア開発協会 ・岐阜労働局【事務局】

治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン

疾病を抱える労働者が、職場において適切な就業上の措置や治療に対する配慮が行われるよう、企業における治療と仕事の両立支援の具体的な取組の進め方等をまとめた「ガイドライン」が作成されています（平成28年2月公表）

【参考資料】

「疾患別留意事項」が作成されています（がん、脳卒中、肝疾患、難病 平成30年3月時点）

「企業・医療機関連携マニュアル」が作成されています（平成30年3月公表）

ガイドラインの概要

1 両立支援を行うための環境整備（実施前の準備事項）

事業者による基本方針等の表明と労働者への周知

研修等による両立支援に関する意識啓発

相談窓口の明確化等

労働者が安心して相談・申出できる相談窓口及び情報の取扱い等を明確化

休暇・勤務制度の整備

両立支援のために利用できる休暇・勤務制度を検討・導入

【休暇制度】時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇

【勤務制度】短時間勤務制度、テレワーク、時差出勤制度、試し出勤制度



2 個別の両立支援の進め方

両立支援を必要とする労働者からの申出



両立支援のための情報のやりとり

以下、ガイドラインの様式例を活用できる

労働者から、主治医に対して、業務内容等を記載した書面を提供



主治医から、就業継続の可否や就業上の措置、治療への配慮等について意見書を作成

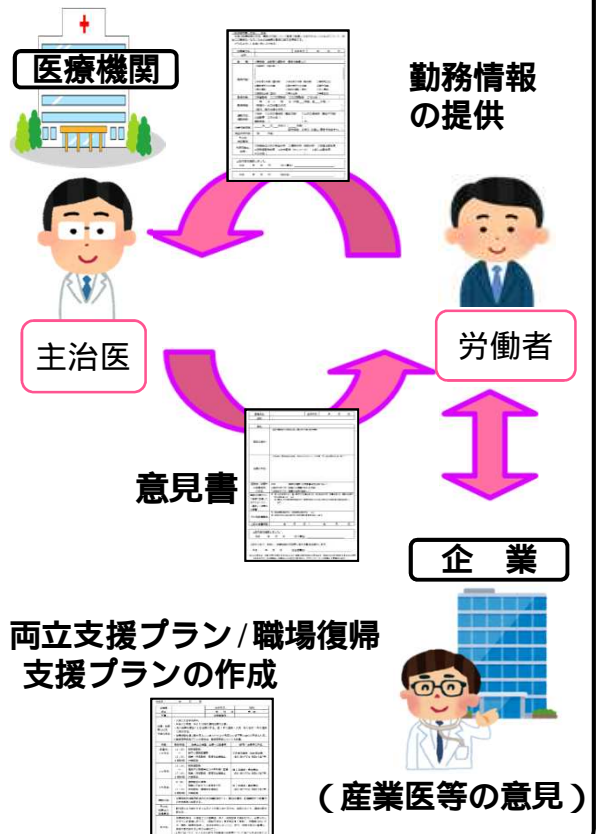


職場における両立支援の検討と実施

事業者は、主治医、産業医等の意見を勘案し、労働者本人と十分に話合った上で、就業継続の可否、具体的な措置（作業転換等）や配慮（通院時間の確保等）の内容を決定・実施

「両立支援プラン」の作成が望ましい

両立支援の検討は、労働者からの申出から始まる



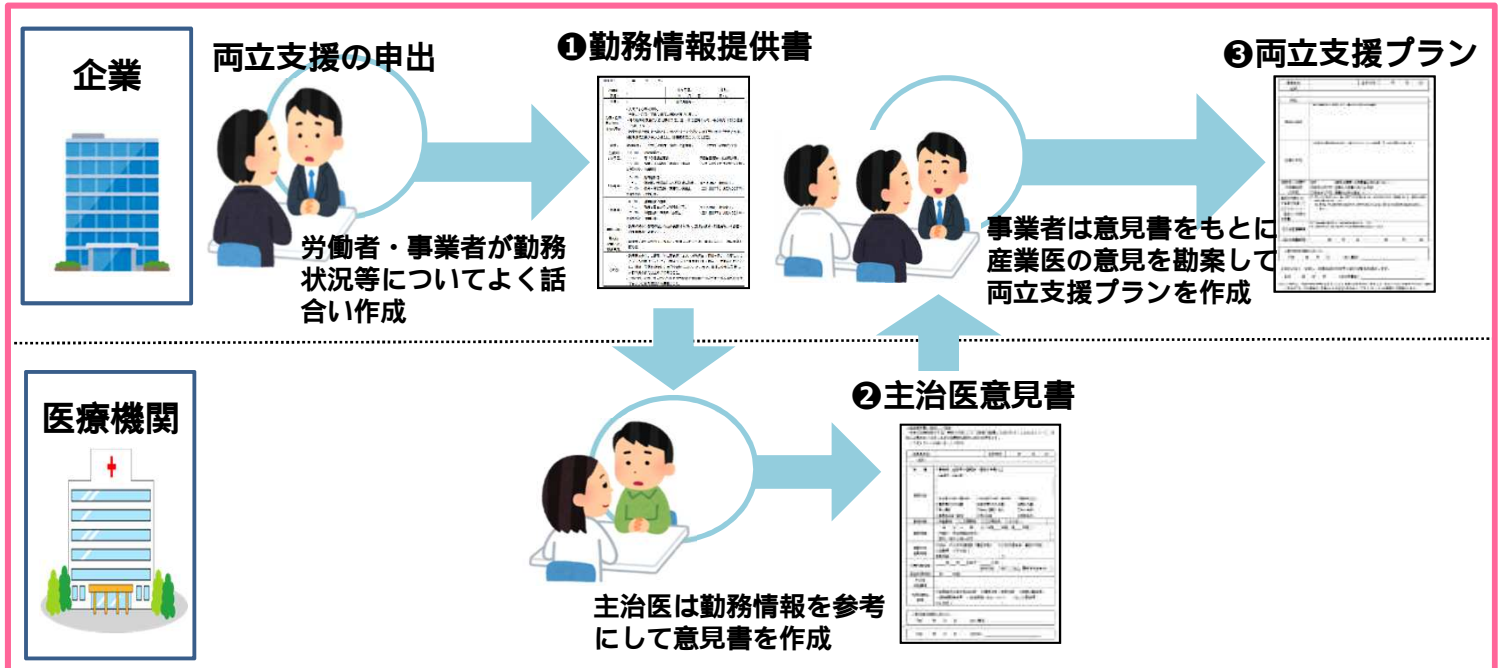
企業・医療機関連携マニュアル

ガイドラインに基づく両立支援は、企業と医療機関が連携することで、労働者本人の症状や業務内容に応じた、より適切な両立支援の実施が可能となります。

企業・医療機関連携マニュアルは、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って、その作成のポイントを示しています。

具体的な事例を通じた記載例（事例編）として、がんの事例（4例）を作成。

企業・医療機関における両立支援のための情報のやりとり



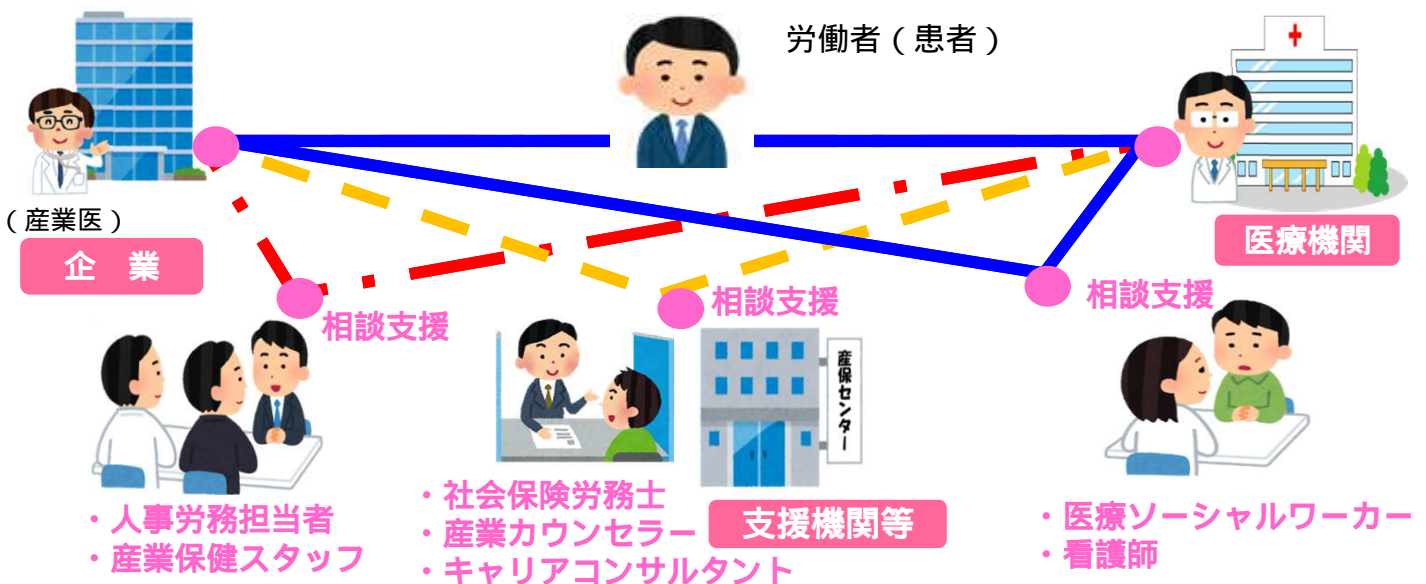
両立支援コーディネーター

担い手： 企業の人事労務担当者や産業保健スタッフ・医療機関の医療従事者・支援機関等

機能： 支援対象者に寄り添いながら継続的な相談支援等を行うこと

役割： それぞれの立場における支援の実施 及び 関係者との連携・調整

支援対象者の同意を前提として、治療に関する情報や業務に関する情報等を得て、支援対象者の治療や業務の状況に応じた必要な配慮等の情報を整理して本人に提供する 等



関係者との調整を行うに当たっては、両立支援コーディネーターは、事業場に対して支援対象者の代理で交渉行為を行うものではないので、留意する必要があります。